

同和問題を知っていますか？



静岡県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。この計画の分野別の人権問題の中で、同和問題を取り上げています。

同和問題は、私たちにとって身近で重要な人権問題のひとつです。

平成28年12月16日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(次ページ参照)が公布・施行されました。これを機に「同和問題」について考えてみませんか。



1 同和問題って、どんな問題なのですか？

同和問題とは、同和地区などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚に反対されたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題のことです。

*参考

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

(同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)から抜粋)



2 具体的にどんな差別があるのですか？

かつての同和地区は、道路や住宅、上下水道などの整備が遅れ、周りの地区との格差がありました。長年にわたる国や地方公共団体などのさまざまな取組によって、生活環境は大きく改善し、目に見える差別（実態的差別）はほぼ解消されました。

しかし、残念なことに、結婚問題やつきあいなど、心理的差別は未だに解消されたとは言えません。また、匿名性の高い、インターネット上の差別的な書き込みなどが発生するなどの問題も起きています。



3 そつとしておいた方が、差別は自然になくなるのではないですか？

明治時代の1871年に身分解放令(太政官布告)が出され、差別はなくなったはずです。それから150年近くも経っているのに、なぜ、いまだに差別や偏見が続いているのでしょうか？いわゆる「寝た子を起こすな」的な考え方では、いつまでたっても差別はなくなりません。同和問題を他人事ではなく、自分自身の問題として正しく理解し、私たち一人ひとりが自らの課題として取り組む必要があります。



4 同和問題は一部の人たちの問題で、私たちには関係ないと思うのですが？

私たちの日常生活には、様々な人権問題があります。問題と出会った時には、正しい知識が身に付いていることが大切です。その中でも最も根強い差別である、特定の地域の人たちに対する差別をなくすことは、すべての差別を解消することにつながります。

同和問題は、私たち国民一人ひとりの基本的人権にかかわる問題であり、自分自身の問題として考え、自覚することが大切です。決して他人事ではありません。



5 同和問題の解決に向けて、私たちはどうすればいいのですか？

まずは、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解するために、問題から目をそらさず、自由に意見を交換し、偏見を持たずに正しい知識を身につけることが大切です。普段から正しい知識を身に付けていれば、問題と出会った時に正しく対応することができます。

豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の意識が育まれた社会をみんなでつくりあげていきましょう。



6 「えせ同和行為」って、同和問題とどんな関係があるのですか？

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、会社、役所、個人などに不当な利益や義務のないことを求める行為で、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。高額な図書の購入や寄付金などの強要、工事下請けの参入強要などです。あたかも差別解消の一環であるかのように見せ掛けて行われるため、多くの人に同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっています。

同和問題に対する正しい理解を持ち、これら不当な要求には毅然とした態度で断固拒否することが大切です。同和問題への取組姿勢を非難された場合は、「法務局や県人権同和対策室などに相談して取り組む」ことをしっかりと伝えましょう。

* 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の概要 (平成28年法律第109号)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進するため、平成28年12月16日に公布・施行されました。この法律では、以下の基本理念のほか、国や地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発などについて定められています。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。



御利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、
講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- ・広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- ・講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書の貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- ・相談日：月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
 - ・時 間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
- ※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL : 054-221-3330 FAX : 054-221-1948

メールアドレス : jinken@ace.ocn.ne.jp URL : <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>

(平成29年度法務省委託事業)



Shizuoka Prefecture

平成30年(2018年)3月(第2刷)